

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月23日

富山市長 殿

提出者

住 所 富山県富山市岩瀬古志町2番地

氏名 株式会社アライドマテリアル

製作所長 長澤 茂

電話番号 076-437-7401

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アライドマテリアル富山製作所
事業場の所在地	富山県富山市岩瀬古志町2番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業 非鉄金属製造業 金属材料品製造業
② 事業の規模	令和6年度 生産量：1,797t、生産高：社外秘
③ 従業員数	1,332名（うち、富山製作所353名）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>強酸 : 収集運搬後、処理業者にて中和⇒焼却⇒焼却灰を 管理型埋立処分。</p> <p>引火性廃油 : 収集運搬後、処理業者にて焼却⇒焼却灰を管理型 埋立処分。</p> <p>汚泥(有害) : 収集運搬後、処理業者にて中和⇒焼却⇒焼却灰を 管理型埋立処分。</p> <p>廃石綿等 : 収集運搬後、処理業者にてコンクリート固化⇒ 遮断型埋立処分。</p>

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「特別管理産業廃棄物処理計画」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量		t	t
①現状		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行つう 特別管理産業廃棄物の量		t	t
②計画		(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 令和6 年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
		全処理委託量	別紙のとおり
		優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり
		再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり
①現状		認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり
		(これまでに実施した取組)	
		別紙のとおり	

(第5面)

		【目標】
		特別管理産業廃棄物の種類 別紙のとおり
		全処理委託量 別紙のとおり
		優良認定処理業者への 処理委託量 別紙のとおり
		再生利用業者への 処理委託量 別紙のとおり
		認定熱回収業者への 処理委託量 別紙のとおり
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 別紙のとおり
②計画		(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり
		【前年度（令和6年度）実績】
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙のとおり
		(今後実施する予定の取組等) 別紙のとおり
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書 別紙

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】									
① 現状	特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）	廃石綿等（飛散性）				
	排 出 量	61.36 t	0.57 t	0.22 t	0.33 t				
(これまでに実施した取り組み) 繼続的に生産工程の改善を図ることで効率的な生産ができており、歩留まり向上に注力してきた。									
② 計画	特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）	廃石綿等（飛散性）				
	排 出 量	55.22 t	0.51 t	0.20 t	—				
(今後実施する予定の取り組み) 洗浄する対象に合わせて強酸を使い分けることでライフ延長を見込み、排出量の削減を目指す。									
目標とする排出量は、前年度実績の10%減となる55.22tとする。									
目標とする排出量は、前年度実績の10%減となる0.51tとする。									
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項									
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	専用タンクにて回収した後、施錠にて保管し、他の廃液と混合することがないように識別をしている。	回収したタンクから専用ドラム缶へ移し替え、弊社指定の廃棄物置場で保管管理している。	集塵機から専用ドラム缶へ移し替え、弊社指定の廃棄物置場で保管管理している。	指定の置場で梱包を行い、回収をするまで保管管理している。				
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	安全面・保健衛生上の観点からも現状の分別・保管方法に問題がないため、今後も現状の管理を維持する。							
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
① 現状	特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）	廃石綿等（飛散性）				
	全 处 理 委 託 量	61.36 t	0.57 t	0.22 t	0.33 t				
	優良認定処理業者への処理委託量	61.36 t	0.57 t	0.22 t	—				
	再生処理業者への処理委託量	—	—	—	—				
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—				
(これまでに実施した取り組み)		強酸からモリブデンを除去することが可能な業者の選定を進めてきたが、技術面・採算面で選定が非常に困難である。	有価物化を検討したが、排出量が少なく逆有償となるために有価物化を断念した。	有価物化を検討したが、価値のある金属含有量が低く断念した。	特になし。				
② 計画	特 別 管 理 产 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	引火性廃油	汚泥（有害）	廃石綿等（飛散性）				
	全 处 理 委 託 量	55.22 t	0.51 t	0.20 t	—				
	優良認定処理業者への処理委託量	55.22 t	0.51 t	0.20 t	—				
	再生処理業者への処理委託量	—	—	—	—				
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—				
(今後実施する予定の取り組み)		化学洗浄処理方法の改善に取り組むことで発生量の削減を目指す。	引火性廃油のライフ延長に取り組むことで発生廻を抑制する。	原単の調達段階で選別の精度を上げる。	特になし。				
電子情報処理組織の使用に関する事項									
【前年度（令和6年度）実績】									
特 別 管 理 产 業 廃 棄 物		62.48 t							
排 出 量		(ボリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)							
(今後実施する予定の取り組み)									
当所は平成27年3月より電子マニフェストシステムを利用しておおり、運用管理において問題がないために今後も継続して利用する。									

富山市長 藤井 裕久 殿

令和 7 年 6 月 23 日

株式会社アライドマテリアル 富山製作所

製作所長 長澤 茂

特別管理産業廃棄物処理計画

(令和 6 年度までの取組みと令和 7 年度計画)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成致しましたので提出します。

— 目 次 —

1. 株式会社アライドマテリアルの事業概要	1
2. 特別管理産業廃棄物の削減への取り組み	2
2-1) 令和5年度までの取り組みと結果	2
2-2) 令和6年度の取り組み	2
3. 令和6年度における特別管理産業廃棄物の目標数値	2
4. 管理体制	3

1. 株式会社アライドマテリアルの事業概要

(1) 資本金及び従業員数

- ・資本金 : 26 億 7 千万円
- ・従業員数 : 1,291 名 (内、富山製作所 353 名) ※2025 年 5 月末現在

(2) 生産拠点

・酒田製作所

生産品目 : ヒートシンク製品、タングステン・モリブデン加工製品
所在地 : 〒998-0114 山形県酒田市十里塚字村東山 398-16
TEL/FAX : TEL 0234-31-2222(代) / FAX 0234-31-2223

・富山製作所

生産品目 : 粉末製品、超硬工具、タングステン・モリブデン線、棒、板
所在地 : 〒931-8543 富山県富山市岩瀬古志町 2
TEL/FAX : TEL 076-437-7401(代) / FAX 076-438-6433

・播磨製作所

生産品目 : 各種ダイヤモンド・CBN ホイール、切削ツール、ロータリードレッサー
所在地 : 〒679-0221 兵庫県加東市河高 1816-174
TEL/FAX : TEL 0795-48-5067(代) / FAX 0795-48-5071

・淡路工場

生産品目 : ダイヤモンドダイス、耐摩工具
所在地 : 〒656-2543 兵庫県洲本市由良町由良 628
TEL/FAX : TEL 0799-27-0317(代) / FAX 0799-27-2485

(3) 事業内容

- ・当社は情報通信・半導体・エレクトロニクス・自動車関連用の各種ヒートシンク材、タングステン・モリブデン等各種金属加工製品・電子部品、セラミック製品、電気接点等、機能材料製品、その他粉末冶金製品の製造を行う。
- ・富山製作所はタングステン・モリブデン等各種金属加工製品・電子部品を中心に他製作所向けの原料素材を製造している。

(4) 特別管理産業廃棄物の発生の現状と経緯、委託処理の現状

特別管理産業廃棄物の種類	発生工程	部 門	発生量 (令和 6 年度実績)
①強酸	化学洗浄処理	素材工場 圧延材料チーム	61.36ton/年
	試料溶解	製造部 分析チーム	
②引火性廃油	化学洗浄処理	合金工場 超硬合金チーム	0.57ton/年
③汚泥 (有害)	—	粉末工場リサイクルチーム	0.22ton/年
④廃石綿等	—	製造部 分析チーム	0.33ton/年
合計			62.48ton/年

- ①強酸はMo板製造工程中における表面酸化物の除去及び化学分析での試料溶解で使用している。使用済みの強酸は産業廃棄物処理業者へ収集・運搬、処分委託し、中和処理後、濾液と残渣に分離され焼却し、その焼却熱は発電利用されている。焼却残渣は約70～80%が埋立処分され、残り約20～30%がセメントメーカーで原料としてリサイクルされている。
- ②引火性廃油は超硬合金製品に付着した油脂を除去する目的で使用している。使用済みの引火性廃油は産業廃棄物処理業者へ収集・運搬、処分委託し、焼却処理することで焼却熱を得ている。
- ③汚泥(有害)は溶解炉から発生した粉塵を捕集する集塵機フィルターである。廃棄の状況としては、産業廃棄物処理業者へ収集・運搬、処分委託し、埋立処分となっている。
- ④廃石綿は実験台更新に伴い、これまで使用していた実験台(石綿含有)を廃棄処分したものである。廃棄の状況としては、産業廃棄物処理業者へ収集・運搬、処分委託し、埋立処分となっている。

2. 特別管理産業廃棄物の削減への取り組み

2-1) 令和6年度の取り組みと結果

令和6年度はこれまで工程改善に取り組んできた効果が見られ効率的な生産計画を立案できた。結果としては強酸の使用回数を減少できることでライフ延長が図れている。強酸リサイクルに向けた取り組みも順調で試験を繰り返し、データ収集に努めてきた。

2-2) 令和7年度の取り組み

強酸のライフ延長及び強酸リサイクルによる廃棄量の大幅削減を目指す。

強酸の洗浄方法の変更による絶対排出量の削減

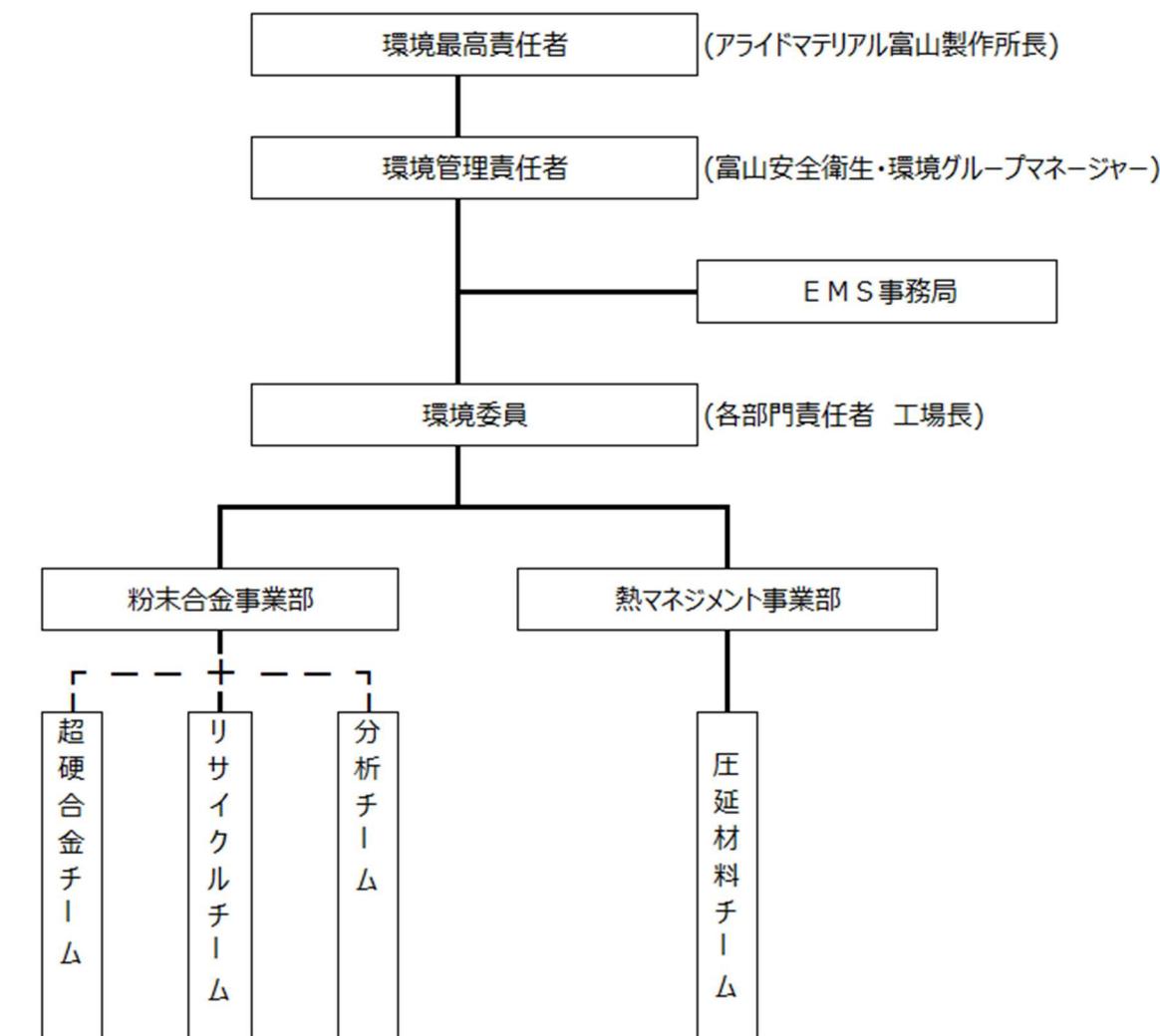
3. 令和7年度における特別管理産業廃棄物の目標数値

前年度実績である排出量62.48tから10%低減した56.23tとする。

4. 管理体制

環境保全活動は、株式会社アライドマテリアル富山製作所として認証している ISO14001 に包括した取り組みとし、マネジメントシステムを通して継続的な改善を図っていく。

(1) 廃棄物管理を含む環境保全組織



(2) 特別管理産業廃棄物の削減を含む管理方法

技術部門と協力して既存生産ラインを見直し、生産効率の向上を図る。

以上